

合併に係る行財政シミュレーション結果報告書

平成15年9月

秦荘町・愛知川町合併研究会

財政シミュレーション結果

1. 財政シミュレーションの位置づけ

(1) 財政シミュレーションの目的

秦荘町と愛知川町が、将来、単独で財政運営を行う場合（合併しない場合）と合併して一つの自治体として財政運営を行う場合（合併した場合）のそれぞれについて財政推計（シミュレーション）を行い、比較検討、分析することを通じ市町村合併の効果について財政の観点から検討を行うものである。

この比較分析を通じ、今後新町建設計画の作成を始め、市町村合併の協議を進める項目について、財政的な観点からも検討が可能となるよう財政運営上の参考資料に供し、新町建設計画の中での的確に財政計画を作成できるようにするものである。

なお、本財政シミュレーションは、2町の財政的な合併効果の検討材料を提供するものであり、合併後の財政運営の計画を示すものではないことに注意が必要である。

(2) 対象範囲

対象とする会計

地方自治体の財政統計が公営企業会計以外の会計を総合した一つの会計としてまとめた「普通会計」を基本としていることから「普通会計」とする。

使用データ

平成13年度までの決算額、平成14年度の決算見込額、平成15年度の推計額に基づいて推計した。

推計期間

平成16年度中に2町による合併が行われ、平成17年度から合併後の会計年度がスタートするものとし、平成26年度までをシミュレーションとした。

(3) 推計の考え方

現行制度を前提

地方自治体の財政運営に関わる各種制度については、現在国において改正の検討が行われているが、現時点で具体的な方針が提示されていない。このため今回は基本的に現行制度が変わらないものとして推計する。

一律の条件に基づく推計

今回の推計は、今後検討が進む事務事業の見直しや事業実施の内容を反映させることは困難である。このため、2町の個別事情を考慮せずに、一律の方法で歳入・歳出の見通しを推計した。

普通建設事業費の扱い

本来、予算編成において歳入と歳出は均衡するものであり、歳入が不足する場合には投資的経費である普通建設事業費の削減などの対応が取られるが、今回は一律の条件に基づいて普通建設事業を行うと仮定したうえで、歳入・歳出のバランスを分析するものとした。

２．合併しない場合の財政推計（２町合計）

（１）財政推計の前提条件

	項目	推計の前提条件
歳入	地 方 税	・ 個人住民税は、15～64歳の人口に対する税収額の比率より推計 ・ 法人住民税は、平成11～13年度の決算額、平成14年度の決算見込額、平成15年度の推計額の平均値。 ・ その他の税は、平成15年度推計額を固定。
	地方交付税	・ 毎年2％で減少。
	国・県支出金	・ 普通建設事業関連の支出金は、普通建設事業費の一定比率。 ・ その他の支出金は、平成15年度推計額を固定。
	地 方 債	・ 普通建設事業関連の地方債は、普通建設事業費の一定比率。 ・ その他の地方債は、平成15年度推計額を固定。
	そ の 他	・ 使用料、手数料は、総人口に対する比率により推計。 ・ 地方譲与税、地方消費税交付金等は、平成15年度推計額を固定。
歳出	人 件 費	・ 平成15年度推計額を固定。
	扶 助 費	・ 人口の比率により推計。
	公 債 費	・ 既発行分は各町の償還計画を計上。 ・ 今後発行分は、2年据置、元利均等20年償還、金利2％で推計。
	その他経費	・ 物件費、補助費等、投資・出資・貸付金は平成15年度推計額を固定。
	投資的経費	・ 普通建設事業費は、平成10～14年度の決算額または決算見込額のうち最小の歳出額を固定。

（２）推計結果の概要

合併しない場合の財政推計（２町合計）の結果は、次に示すとおりであり、推計結果からみると、２町が近年の投資規模を維持しようとする、平成16年度から歳入・歳出の均衡が取れない状況になる。また、現在の積み立てている基金を取り崩しても、平成21年度からは財源不足となることが見込まれる。

ただし、実際の各年度の予算編成において、歳入・歳出を均衡させるため、投資的経費の大幅な削減とその他の経費の絞り込みを行うことが不可欠となり、このような投資的経費の削減とその他の経費の抑制は、２町のまちづくりにおける大きな制約要因となるものと考えられる。

なお、制度の見直しが検討されている地方交付税については、見直しの内容が現時点で不確定であるため、今回の推計では現行制度をベースとする推計を行っている。ただし、地方交付税の設定方法は財政推計の結果に大きく影響するため、推計結果を判断する際には、こうした要素を考慮しておく必要がある。

３．合併した場合の財政推計

（１）推計の前提条件

平成 17 年度から合併後の年間予算が編成されるものとして、歳入・歳出の各項目ごとに財政推計を行った。

推計に当たっての基本的な考え方は合併しない場合の財政推計と共通であるが、以下の前提条件に示すように、合併に伴う経費等の縮減効果、財政支援措置等を考慮している。

なお、投資的経費のうち普通建設事業に充てる合併特例債は発行する設定としている。

	項目	推計の前提条件
歳入	地方交付税	・ 合併後 10 年度間は合併算定替により合併しない場合の財政推計額。 ・ 合併に伴う普通交付税、特別交付税の措置を考慮する。
	国・県支出金	・ 合併補助金を考慮。
	地 方 債	・ 合併特例債の発行を考慮。
歳出	人 件 費	・ 合併に伴う特別職及び一般職の経費減少額を考慮。 ・ 類似団体程度に縮減。
	扶 助 費	・ 類似団体程度に縮減
	公 債 費	・ 合併特例債を含めた元利償還額を試算
	その他経費	・ 物件費、補助費等は類似団体程度に縮減。ただし、合併後 5 年間、物件費は合併に伴う臨時的支出を考慮。
	投資的経費	・ 合併特例債（建設事業）の充当可能事業費（約 65 億）の 2 分の 1 の規模とし 10 年度間毎年度追加実施とする。

（２）推計結果の概要

合併した場合の財政推計の結果は次に示すとおりであり、平成 17 年度に約 6 千万円の赤字（歳出超過）になるものの、その後は各種経費の縮減効果と財政支援によって平成 26 年度まで単年度の収支が黒字（歳入超過）が維持できる。また、基金においても合併直後に減少するものの約 50 億円近くが維持できる。

合併しない場合の財政推計(2町合計)結果概要

【歳入】

(単位:百万円)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地 方 税	2,825	2,725	2,596	2,676	2,676	2,676	2,675	2,676	2,676	2,676	2,677	2,678	2,679	2,682
地方交付税	2,508	2,103	2,079	2,376	2,260	2,210	2,140	2,082	1,991	1,879	1,848	1,771	1,707	1,624
国・県支出金	832	820	777	673	666	667	667	661	655	653	652	651	651	650
地 方 債	1,525	1,906	1,254	731	737	737	737	670	671	671	671	672	672	672
そ の 他	1,731	2,251	1,791	1,005	957	979	1,000	1,021	966	954	961	909	917	921
合 計	9,421	9,805	8,497	7,461	7,296	7,269	7,219	7,110	6,959	6,833	6,809	6,681	6,626	6,549

* 歳入項目には、平成16年度から基金繰入金を含めていない

【歳出】

(単位:百万円)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人 件 費	1,579	1,566	1,609	1,609	1,609	1,601	1,593	1,578	1,578	1,562	1,539	1,515	1,515	1,500
扶 助 費	475	476	552	558	563	569	574	580	585	591	598	604	609	615
公 債 費	1,293	1,078	1,052	1,282	1,295	1,057	1,066	1,079	1,083	1,055	947	813	737	711
その他経費	3,511	3,355	3,175	3,158	3,187	3,197	3,177	3,137	3,173	3,027	2,960	3,031	3,049	3,096
投資的経費	2,327	3,135	1,988	1,516	1,516	1,516	1,516	1,316	1,316	1,316	1,316	1,316	1,316	1,316
合 計	9,185	9,610	8,376	8,123	8,170	7,940	7,926	7,690	7,735	7,551	7,360	7,279	7,226	7,238

【単年度財源不足・基金繰入額】

(単位:百万円)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
歳入－歳出	236	195	121	-662	-874	-671	-707	-580	-776	-718	-551	-598	-600	-689
基金繰入額				708	985	748	795	601	602	77	36	36	36	32
繰入後収支	236	195	121	46	111	77	88	21	-174	-641	-515	-562	-564	-657

【年度末基金現在高】

(単位:百万円)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
基金残高	6,525	5,571	4,812	4,110	3,129	2,400	1,607	1,008	408	332	296	261	225	194

合併した場合の財政推計結果概要

【歳入】

(単位:百万円)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地 方 税	2,825	2,725	2,596	2,676	2,676	2,676	2,675	2,676	2,676	2,676	2,677	2,678	2,679	2,682
地方交付税	2,508	2,103	2,079	2,376	2,460	2,410	2,549	2,496	2,423	2,063	2,050	1,953	1,907	1,842
うち特例債					0	0	5	10	28	46	64	82	100	118
国・県支出金	832	820	777	673	1,006	807	767	761	755	753	752	751	751	750
地 方 債	1,525	1,906	1,254	731	1,037	1,037	1,037	970	971	971	971	972	972	972
うち特例債					300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
そ の 他	1,731	2,251	1,791	1,005	957	979	1,000	1,021	966	954	961	909	917	921
合 計	9,421	9,805	8,497	7,461	8,136	7,909	8,028	7,924	7,791	7,417	7,411	7,263	7,226	7,167

【歳出】

(単位:百万円)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人 件 費	1,579	1,566	1,609	1,609	1,520	1,490	1,460	1,435	1,435	1,435	1,435	1,435	1,425	1,400
扶 助 費	475	476	552	558	550	475	425	420	415	404	404	404	400	400
公 債 費	1,293	1,078	1,052	1,282	1,295	1,064	1,081	1,120	1,150	1,148	1,066	958	908	908
うち特例債					0	7	15	41	67	93	119	145	171	197
その他経費	3,511	3,355	3,175	3,158	3,187	3,197	3,177	3,137	3,027	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750
投資的経費	2,327	3,135	1,988	1,516	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640
うち特例債					325	325	325	325	325	325	325	325	325	325
合 計	9,185	9,610	8,376	8,123	8,192	7,866	7,783	7,752	7,667	7,344	7,295	7,187	7,123	7,098

【単年度財源不足・基金繰入額】

(単位:百万円)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
歳入－歳出	236	195	121	-662	-56	43	245	172	124	73	116	76	103	69
基金繰入額				708	156	57	-145	-72	-24	27	-16	24	-3	31
繰入後収支	236	195	121	46	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

【年度末基金現在高】

(単位:百万円)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
基金残高	6,525	5,571	4,812	4,110	4,054	4,097	4,342	4,514	4,638	4,711	4,827	4,903	5,006	5,075
うち特例基金					100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000

類似団体との比較による試算

1. 類似団体との比較による試算の目的

市町村合併に関する検討・研究を行うにあたり、合併した場合に各種の経費や職員数等にどの程度の増減が生じるのかといった視点は重要である。

このため、地域における市町合併に関する検討・研究に資するため、類似団体との比較により、合併した場合の財政上の経費及び職員数の増減効果を試算する手法を提示することとする。

なお、合併するとした場合においても、経費の節約は直ちに出来るものではないから、本試算による類似団体との比較は、いわば中長期的なものであることについて留意する必要がある。

類似団体とは、それぞれの市町村が、自らと態様が類似している団体の財政等の実態を把握し、身近な尺度として利用するために類型化したものであり、「人口」と「産業構造」により設定されている。

(1) 試算想定条件

- ・ 平成 13 年度普通会計決算額ベースとする。
- ・ 類似団体数値は、「平成 13 年度類似団体別市町村財政指数表」(財団法人地方財務協会)による。
- ・ 人口は、平成 14 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳を、就業者比率は「類団指数表」の基礎となる平成 12 年国勢調査に基づくものとする。

(2) 基礎数値

町 名	産 業 構 造			平成 12 年 国 勢 調 査	14 . 3 . 31 住 民 登 録	類型
	第 1 次	第 2 次	第 3 次			
秦 荘 町	250 人	1,890 人	1,864 人	8,026 人	7,827 人	-3
	6.2%	47.1%	46.5%			
愛 知 川 町	154 人	3,060 人	2,619 人	10,966 人	10,379 人	-3
	2.6%	52.4%	44.9%			
合 計	404 人	4,950 人	4,483 人	18,992 人	18,206 人	-3
	4.1%	50.3%	45.6%			

歳入の状況(人口1人当たりの額:円)

	町税	譲与税他	地方交付税	分担負担金	使用手数料	国県補助金	財産収入	繰入金	繰越金	諸収入	地方債	歳入合計
秦荘町	107,690	28,023	199,084	9,188	2,201	54,395	1,795	7,474	12,722	11,708	106,248	540,632
愛知川町	190,963	26,874	91,523	4,105	3,556	39,105	10,656	32,585	13,022	20,488	66,721	500,024
計(A)	155,848	27,358	136,812	6,245	2,985	45,543	6,925	22,012	12,896	16,791	83,364	517,122
類似団体(B)	107,325	26,597	104,755	3,913	7,251	34,011	1,826	10,528	16,085	10,346	29,872	352,691
(B) - (A)	-48,523	-761	-32,057	-2,332	4,266	-11,532	-5,099	-11,484	3,189	-6,445	-53,492	-164,431

歳出の性質別経費の状況(人口1人当たりの額:円)

	人件費	物件費	維持補修	扶助費	補助費等	公債費	積立金	投・出・貸	繰出金	普通建設	うち単独	歳出合計
秦荘町	94,339	56,605	3,625	28,589	55,671	66,987	19,688	1,697	37,112	162,906	140,276	524,219
愛知川町	80,988	52,050	7,999	24,163	54,381	74,121	44,724	4,346	52,680	100,364	87,393	489,644
計(A)	86,609	53,968	6,157	26,027	54,924	71,117	34,183	3,231	46,125	126,697	109,660	504,202
類似団体(B)	71,781	43,365	3,456	16,470	46,089	40,384	8,758	5,235	30,173	70,002	49,900	336,639
(B) - (A)	-14,828	-10,603	-2,701	-9,557	-8,835	-30,733	-25,425	2,004	-15,952	-56,695	-59,760	-167,563

職員数・職員及び特別職等の給料等平均月額(円(1団体当たり))

	職員数 (人)	職員平均 給料月額	職員 平均年齢	特別職等の給料等の平均月額						
				町長	助役	収入役	教育長	議長	副議長	議員
秦荘町	88	311,000	42	730,000	620,000	590,000	590,000	280,000	180,000	160,000
愛知川町	105	296,000	40	740,000	625,000	595,000	595,000	290,000	190,000	165,000
計(A)	193	302,839	41							
類似団体(B)	170	333,600	42	789,400	635,200	558,500	555,400	324,400	260,600	239,200
(B) - (A)	-23	30,761	1							

特別職等の人件費軽減効果試算

1. 目的

合併した場合、首長や三役、議会議員、各委員会委員などの総数が減少し、その分経費も節減される。

ここで合併により、財政負担の軽減が図られると見込まれる特別職等（教育長を含む）の人件費の軽減効果を試算するものとする。

2. 試算方法

合併前

平成 13 年度決算額に基づいて特別職等の人件費を計上する。

合併後

ア. 合併直後の年度

特別職等の定数の減少並びに議会議員および農業委員会委員の在任特例の適用した場合における人件費を試算する。

（在任特例の適用方法や条件設定は、合併関係町において決定するものであるが、試算するために仮に設定したものである。）

町議会議員 26 名 → 22 名（4 名減）

参考：市町村議会議員の定数（地方自治法第 91 条第 1 項）

人口 1 万人以上 2 万人未満 22 人

農業委員会委員（選挙：31 名→29 名、選任：9 名→6 名に 5 名減）

として試算するものとした。）

イ. 在任特例適用の経過後の人件費を試算する。

3. 上記の方法により試算した差額を求め、経費軽減額を算出する。

合併直後の年度の軽減額	58,347 千円
-------------	-----------

在任特例経過後の毎年度	70,493 千円
-------------	-----------

合併後 10 年度間の特別職等の人件費軽減効果額	680,638 千円
--------------------------	------------

一般職の人件費軽減効果試算

1. 目的

合併した場合、一般的には総務、企画等の管理部門の効率化が図られ、相対的にサービス提供や事業実施を直接担当する部門等を手厚くするとともに、職員数を全体的に少なくすることができるとされている。

そこで、合併により財政負担の軽減が図られると見込まれる一般職の人件費の軽減効果を試算するものである。

2. 試算方法

- ・算定期間は合併想定年度を平成 17 年度とし、その後 10 年度間とする。
- ・合併後の定数は、170 人（ 44 人）とする。
170 人は、平成 15 年 4 月発行の類似団体別市町村財政指数表に基づいた。
（現定数 秦荘町 94 人、愛知川町 120 人、計 214 人）
- ・人件費一人あたりの平均額は、平成 13 年度決算統計による。
秦 荘 町 5,504 千円
愛知川町 5,591 千円
よって合併想定後の試算に用いる平均額の数値は、愛知川町の数値で試算する。
（合併後は、高い方の数値を利用した。）
- ・新規採用者は両町の平均額 3,500 千円で試算する。
- ・定期昇給率は、平成 13 年度地方公務員給与実態調査の平均値を用いる。
秦 荘 町 1.80%
愛知川町 1.93%
よって合併想定後の試算に用いる平均値の数値は、愛知川町の数値で試算する。

3. 上記の方法により経費軽減額を算出した。

合併後 5 年度間の一般職の人件費軽減効果額	89,403 千円
------------------------	-----------

合併後目標とする 10 年度間の経費軽減額	442,656 千円
-----------------------	------------

一般職の人件費軽減効果試算表(2町合計額)

[illegible]

合併算定替試算

1 . 普通交付税は基本的には、次の算式により算定される。

$$\begin{aligned}\text{各団体毎の普通交付税額} &= \boxed{\text{基準財政需要額}} - \boxed{\text{基準財政収入額}} \\ &= \text{財源不足額（交付基準額）}\end{aligned}$$

- ・基準財政需要額 = 単位費用 × 測定単位 × 補正係数
単位費用 = 測定単位 1 当たりの費用
測定単位 = 人口・面積等
補正係数 = 寒冷積雪の差・未整備道路延長比率等
- ・基準財政収入額 = 標準的収入の 75 %

2 . 合併算定替について

合併が行われた場合、長や議員数が減少し理論上、財政需要が減り普通交付税の基準財政需要額も減少する。したがって、一般的に合併後の額は合併関係市町村の普通交付税額の合計額よりも減少すると考えられます。

しかし、合併後すぐに財政需要は減少できなく、むしろ一時的に負担が増大する。

そこで、合併後一定期間は、関係市町村が存続したとして計算した普通交付税の合算額を保障するという特例措置が「合併算定替」である。

合併算定替の適用期間は、合併が行われた日の属する年度（合併年度）およびこれに続く 15 年度間とされており、合併年度から 10 年度間については「合併算定替」の額を保障し、11 年度目以上 15 年度間は段階的に縮減する。

3 . 合併に関する普通交付税の推移

想定 平成 14 年度の普通交付税算定を基準に試算するものとする。

- ・平成 14 年度算定の 2 町合計の普通交付税額は、1,666,110 千円（A）である。
- ・合併算定替の特例による $\boxed{2 \text{ 町合算の試算は、1,756,753 千円（B）}}$ である。
- ・2 町が合併し 1 町として試算すると（一本算定）1,232,047 千円（C）である。

合併後の 10 年度間は、（B）が保障され、その後 5 年度間で縮減され、16 年度以降は（C）となる。

（しかし、15 年度間、毎年度 4 月 1 日を基準として A・B・C とともに算定をして試算した額となる。）

段階的縮減は、11 年目（×0.9）12 年目（×0.7）13 年目（×0.5）14 年目（×0.3）15 年目（×0.1）となる。

普通交付税の合併算定替試算表（平成 1 4 年度算定比較）

(単位:千円)

項 目	1 4 年度算定			1 4 年度合併算定替試算			一本算定 2 町 計 (C)	比 較 (B) - (A)	比 較 (C) - (A)	比 較 (C) - (B)
	秦 荘 町	愛 知 川 町	2 町 計 (A)	秦 荘 町	愛 知 川 町	2 町 計 (B)				
基準財政需要額	2,120,587	2,166,267	4,286,854	2,155,104	2,222,393	4,377,497	3,852,791	-	-	-
基準財政収入額	850,201	1,770,543	2,620,744	850,201	1,770,543	2,620,744	2,620,744	-	-	-
交 付 基 準 額	1,270,386	395,724	1,666,110	1,304,903	451,850	1,756,753	1,232,047	90,643	434,063	524,706

合併関連財政支援措置

合併算定替

合併が行われた場合、長や議員数が減少し理論上、財政需要が減り普通交付税の基準財政需要額も減少する。したがって、一般的に合併後の額は合併関連市町村の普通交付税額の合計額よりも減少すると考えられます。

しかし、合併後すぐに財政需要は減少できなく、むしろ一時的に負担が増大する。

そこで、合併後一定期間は、関係市町村が存続したとして計算した普通交付税の合算額を保障するという特例措置が『合併算定替』である。

合併算定替の適用期間は、合併が行われた日の属する年度（合併年度）およびこれに続く１５年度間とされており、合併年度から１０年度間については「合併算定替」の額を保障し、１１年度目以上１５年度間は段階的に縮減する。

合併特例債

- １．合併後の市町村のまちづくりのための建設事業に対するもの。
- ２．合併後の市町村の振興のための基金造成に対するもの。

１．建設事業財政措置

概要

合併後の市町村が建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費については、合併年度及びこれに続く１０年度の限り、合併特例債をその財源にすることができる。

対象事業

- （１）合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業
- （２）合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
- （３）合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業

標準全体事業費

次の算式により、人口は１２年国調の数値を使用する。

秦荘町 ８,０２６人、愛知川町 １０,９６６人、計 １８,９９２人

$$\begin{aligned} \text{標準全体事業費} = & 180 \text{ 億円} \times \boxed{\text{(１) 合併後人口補正}} \\ & \times \boxed{\text{(２) 増加人口補正}} \times \boxed{\text{(３) 合併関係市町村数補正}} \end{aligned}$$

- (1) 合併後人口補正 = 合併後人口 / 10 万人 × A + B
 (3 万人以下の場合、A = 1 . 000 B = 0 . 200)
- (2) 増加人口補正 = 増加人口 / 1 万人 × C + D
 (1 万人以下の場合、C = 0 . 333 D = 0 . 667)
- (3) 合併関係市町村数補正 = 2 - 2 / 合併関係市町村数

標準全体事業費	約 6 5 億 6 千万円 (10 年度間の合算額)
起債可能額	約 6 2 億 3 千万円 (標準全体事業費の 9 5 %)
普通交付税算入額	約 4 3 億 6 千万円 (起債可能額の 7 0 %)

2 . 基金造成財政措置

概要

合併後の市町村が行う一定の基金の積立てに要する経費については、合併年度及びこれに続く 10 年度に限り、合併特例債をその財源にすることができる。

目的

合併後の市町村が、地域住民の連帯の強化または合併市町村における地域振興等のために設ける基金に対する積み立てのうち、特に必要と認められるもの。

標準基金規模

合併市町村振興基金の標準的な規模 (標準基金規模) を設定し、基金積立額の目安とし、次の算式による。

$$\text{標準基金規模} = \boxed{\text{(1) 市町村数均等割}} + \boxed{\text{(2) 増加人口割}} + \boxed{\text{(3) 合併後人口割}}$$

- (1) 市町村数均等割 = 3 億円 × 合併関係市町村数
- (2) 増加人口割 = 1 万円 × 増加人口
 (増加人口 = 市町の人口計 - 最大の市町の人口)
- (3) 合併後人口割 = 5 千円 × 合併後人口

標準基金規模	約 1 1 億 7 千万円
起債可能額	約 1 1 億 1 千万円 (標準全体事業費の 9 5 %)
普通交付税算入額	約 7 億 7 千万円 (起債可能額の 7 0 %)

臨時的経費に対する普通交付税措置

- ・行政の一本化（基本構想の改定・コンピュータシステムの統一等）
- ・行政水準、住民負担水準の格差是正

普通交付税合併補正措置 1億9千万円（5年間均等）

合併市町村支援特別交付税措置

特別交付税措置 6億4千8百万円（3年間措置）

市町村合併推進体制整備費補助金

- ・電算システムの変更、公共施設改修等

市町村補助金 2億4千万円（3ヵ年度を限度）

市町村合併支援特例交付金

県交付金 3億円